

デジタルサイネージ広告掲出申込書 兼 契約書

株式会社 WELLNICA (ウェルニカ) 御中

電子公告有限会社サカシタ保険所有(福井県福井市高柳1丁目高柳交差点)に設置された電子公告サイネージ利用に際し、利用における規則類について確認・遵守の上で、下記のとおり申し込みます。

- 本申込みについて、費用の金額について了承の上、本申込書を提出し、当法人が決定の旨を連絡した時点で契約成立となります。
- ご記入頂いた放映情報について WEB ほか告知ツールに掲載させて頂く可能性について許諾します。
- 広告掲出の可否については、株式会社 WELLNICA (ウェルニカ) による審査のうえ通知致します。

申し込み日										年		月		日 ()	
申込者基本情報	会 社 名												印		
	部 署 名														
	ご 担 当 者 名														
	ご 連 絡 先		☎		Mail										
	住 所		(〒 -)												
広告掲出基本内容	広 告 主														
	広 告 内 容														
	高柳交差点 ビックビジョン		■ レギュラー枠 (標準) □ 1年間契約 □ 2年間契約				■ 期間限定枠 □ 1ヶ月~3ヶ月 □ 3ヶ月~6ヶ月								
	広 告 期 間		年 月 日 () ~				年 月 日 ()								
	広 告 料		月 払 / 一括払				金 額								
	支 払 方 法		口座振替 / 銀行振込												
ご請求先 ※申込者と異なる場合はご記載ください	会 社 名														
	部 署 名														
	ご 担 当 者 名														
	住 所														
	電 話 番 号														

<個人情報の取り扱いについて> 該当する書類にご記入いただきました個人情報は、当法人が運営管理を行う施設利用に際しての業務管理の目的でのみ使用し、厳正な管理の下でお取り扱い致します。また、業務の遂行上、イベント指定業者、管理会社等に個人情報を委託することがございますが、記載の目的以外で利用することはありません。

デジタルサイネージ広告へのお問い合わせ

株式会社 WELLNICA
(ウェルニカ)

代表取締役 坂 下 大 輔 TEL.090-5689-3113

〒915-0802 福井県越前市北府3丁目12-50 有限会社サカシタ保険

データ製作・入稿・お問い合わせはこちら

【入稿動画仕様】

- ファイル形式 /MP4 (H.264)
- 解 像 度 (サイズ) /1023px×640px
- フレームレート (fps) / 30fps

※16 : 9 の動画 (1920px×1080px) の場合、上下に黒の余白が出ます

- ビットレート / 8~20Mbps 程度
 - 音 声 / なし
 - 動 画 の 長 さ / 15 秒または 30 秒
- 放映枠の尺に合わせる

【動画作成紹介先】

VivWorks

担当：田中健裕

E-mail:vivworks0211@gmail.com

デジタルサイネージ広告 料金表

1 枠 15 秒 放映料金

期 間	月 払 (税込)	一括払 (税込)
1 ヶ月	44,000 円	44,000 円
2 ヶ月	44,000 円	88,000 円
3 ヶ月	44,000 円	132,000 円
4 ヶ月	38,500 円	154,000 円
5 ヶ月	38,500 円	192,500 円
6 ヶ月	38,500 円	231,000 円
1 年間	33,000 円	385,000 円
2 年間	29,700 円	693,000 円

2 枠 30 秒 放映料金

期 間	月 払 (税込)	一括払 (税込)
1 ヶ月	77,000 円	77,000 円
2 ヶ月	77,000 円	154,000 円
3 ヶ月	77,000 円	231,000 円
4 ヶ月	66,000 円	264,000 円
5 ヶ月	66,000 円	330,000 円
6 ヶ月	66,000 円	396,000 円
1 年間	55,000 円	638,000 円
2 年間	48,400 円	1,100,000 円

上記には制作費用は含まれておりません。

デジタルサイネージ広告掲載契約書

本契約は、以下の当事者間において、デジタルサイネージを用いた広告掲載に関し、契約を締結するものである。

第1条 (契約当事者)

(1) デジタルサイネージ提供者 (以下「甲」という)

住所：福井県越前市北府3丁目12-50

法人名：株式会社WELLNICA (ウェルニカ)

(2) 広告主 (以下「乙」という)

申込書記載の通り

第2条 (契約目的)

甲が管理・運用するデジタルサイネージ (以下「本サイネージ」という) に、乙の広告コンテンツを一定期間掲載・放映することを目的とする。

第3条 (掲載場所および機器情報)

本サイネージの設置場所および機器仕様は以下のとおりとする。

設置場所：福井県福井市高柳1丁目1003

機器仕様：LED ビジョンW4000×H2500

第4条 (掲載期間・時間)

掲載期間：申込書記載の通り

放映時間：毎日6時～24時 (18時間：1080分) ただし、サイネージの稼働時間に準じる

1日の放映回数 (1枠換算)：1時間あたり4回以上、1日72回以上

1日の放映秒数 (1枠換算)：1回15秒、1日1080秒以上

第5条 (広告コンテンツ)

乙は、甲が指定する形式・仕様に従って広告コンテンツ (静止画／動画) を作成し、放映開始日の5営業日前までに納品する。

広告内容は甲の事前審査を経て、承認を得るものとする。

乙の責任で第三者の著作権や肖像権を侵害しないことを保証する。

第6条 (広告料および支払)

乙は、甲に対し、本契約に基づく広告料として、申込書記載の通り支払うものとする。

乙の支払方法は申込時の合意内容に基づき決定され、原則として契約期間中の変更はできないものとする。

支払方法は、以下のいずれかとし、甲の指定に従うものとする。

(1) 甲の指定口座への銀行振込 (振込手数料は乙負担)

(2) 甲が指定する口座振替サービスによる自動引落 (以下「口座振替」という)

口座振替の場合、

(1) 月払の場合は毎月20日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に当月分を引落とする。

(2) 一括払の場合は契約開始月の20日 (または申込書記載日) に一括分を引落とする。

※登録金融機関によっては20日以外の場合もある。

振替日において乙の口座残高不足その他の理由により引落ができなかった場合、乙は遅滞なく甲の指定口座へ銀行振込により支払うものとし、その際の支払手数料は乙が負担する。

乙が支払遅延または口座振替不能を3回以上繰り返した場合、甲は乙に対し、今後の支払方法を振込のみに変更する旨を通知できるものとする。

本契約が乙の責により解除された場合 (第9条に基づく解除等)、乙は残存契約期間に対応する広告料全額を一括で支払う義務を負うものとする (支払方法が一括払であった場合は未払分全額、月払の場合は残月分の合計額)。

第7条 (放映トラブル時の対応)

機器の故障やシステム障害により広告放映ができなかった場合、甲はその期間分の放映を振替または返金により補填する。

上記にかかわらず、不可抗力による停止 (停電、災害等) については補償しない。

第8条 (禁止事項)

乙は以下の内容を含む広告コンテンツを提出してはならない。

(1) 法令に違反する内容

(2) 誹謗中傷、公序良俗に反する内容

(3) 宗教・反社会的勢力に関する内容

第9条 (契約解除)

以下の場合、甲または乙は本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約に違反し、是正を求められても対応しないとき

(2) 乙が広告料の支払いを30日以上滞りしたとき

(3) 相手方に倒産・破産等の信用不安が生じたとき

前各項に基づき甲が本契約を解除した場合であっても、乙は残りの契約期間に対応する広告料の支払い義務を免れないものとし、甲はこれを乙に対して一括請求できるものとする。

第10条 (権利関係)

広告コンテンツの著作権は乙に帰属する。

甲は、本契約に基づく放映の範囲においてのみ、広告コンテンツを使用できる。

第11条 (秘密保持)

甲乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業秘密・技術情報を第三者に漏洩してはならない。

第12条 (合意管轄)

本契約に関して生じた紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

第14条 (違約金および損害賠償)

乙が本契約に違反し、甲が契約を解除する場合には、乙は、甲に対し、契約残存期間に対応する広告料とは別に、違約金として広告月額料の2か月分に相当する金額を支払うものとする。

前項の違約金は、損害賠償の予定としての性質を有し、甲はこれとは別に実際の損害が生じた場合には、その超過額について乙に損害賠償を請求することができる。

第15条 (通知および催告方法)

本契約に基づく通知または催告は、書面 (内容証明郵便、配達証明付き郵便等) により行うものとする。

前項の通知が相手方の届出住所に発送された場合、発送日から3日を経過した日に到達したものとみなす。

乙が住所変更等を甲に届け出なかったことにより通知が到達しなかった場合も、前項に基づき有効に到達したものとす。

以上の証として、本申込書兼契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

<クーリングオフのお知らせ>

1. お客様 (お申込者様) が訪問販売でお申し込みされた場合、申込書を受領された日から8日を通するまでは、書面により無条件でお申し込みの回 (契約が成立したときは契約の解除) を行うこと (以下「クーリングオフ」といいます) ができ、その効力は書面を発信した時 (郵便消印日付) から発生します。

右図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、当社に郵送して下さい。 (簡易書扱いが確実です)

2. この場合、お客様は損害賠償又は違約金の支払を請求されることなく、すでに引き渡されている商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移された権利の返還に要する費用などの支払の義務はありません。また、すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額を受け取ることが出来ます。権利行使して得られた利益に相当する金銭の支払を請求されることはありません。

3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げ、そのためにお客様が誤認し、又妨害の解消のための番面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

切手	0000-0000
代表者 様	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
自分の住所	
自分の名前	

契約解除通知書
●契約日 (書面受領日)
●返金金額
●返金会社名
右の契約を解除します。
〇〇年〇月〇日 (発信日)